

鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域包括支援センター事業実施要綱（平成19年鹿屋市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「包括的支援事業」を「包括的支援事業。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、認知症総合支援事業は、認知症地域支援・ケア向上事業に限る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。